

令和8年度

名取市住宅用再生可能エネルギー等設備導入補助金 申請の手引き

【補助対象者】

- ・補助対象設備を 令和8年1月1日から令和8年12月末までに設置した方
- ・名取市に住民票があり、補助対象設備を自ら居住する住宅に設置した方

※設置日についての留意事項

太陽光発電システムの導入日は、電力受給開始日となります。蓄電池と太陽光発電システムと併せて新規設置した方は、太陽光発電システムの導入日の受付期間に合わせて申請してください。

【補助対象設備】

- ・太陽光発電システム(※定置用蓄電池を同時設置した場合に限る)
- ・定置用蓄電池
- ・家庭用燃料電池(エネファーム)

【申請受付期間】

令和8年5月1日(金) ~ 令和9年2月1日(月)

※交付の決定は先着順で行います。

※申請の受付は、年度内であっても予算額に達した時点で終了します。

【受付・お問い合わせ先】

名取市生活環境部 環境共創課 環境保全係
〒981-1292 名取市増田字柳田80番地 名取市役所5階
電話 番号 : 022-724-7159
FAX 番号 : 022-384-3102
名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp/>

【受付・問い合わせ時間】

午前:9時00分~12時00分

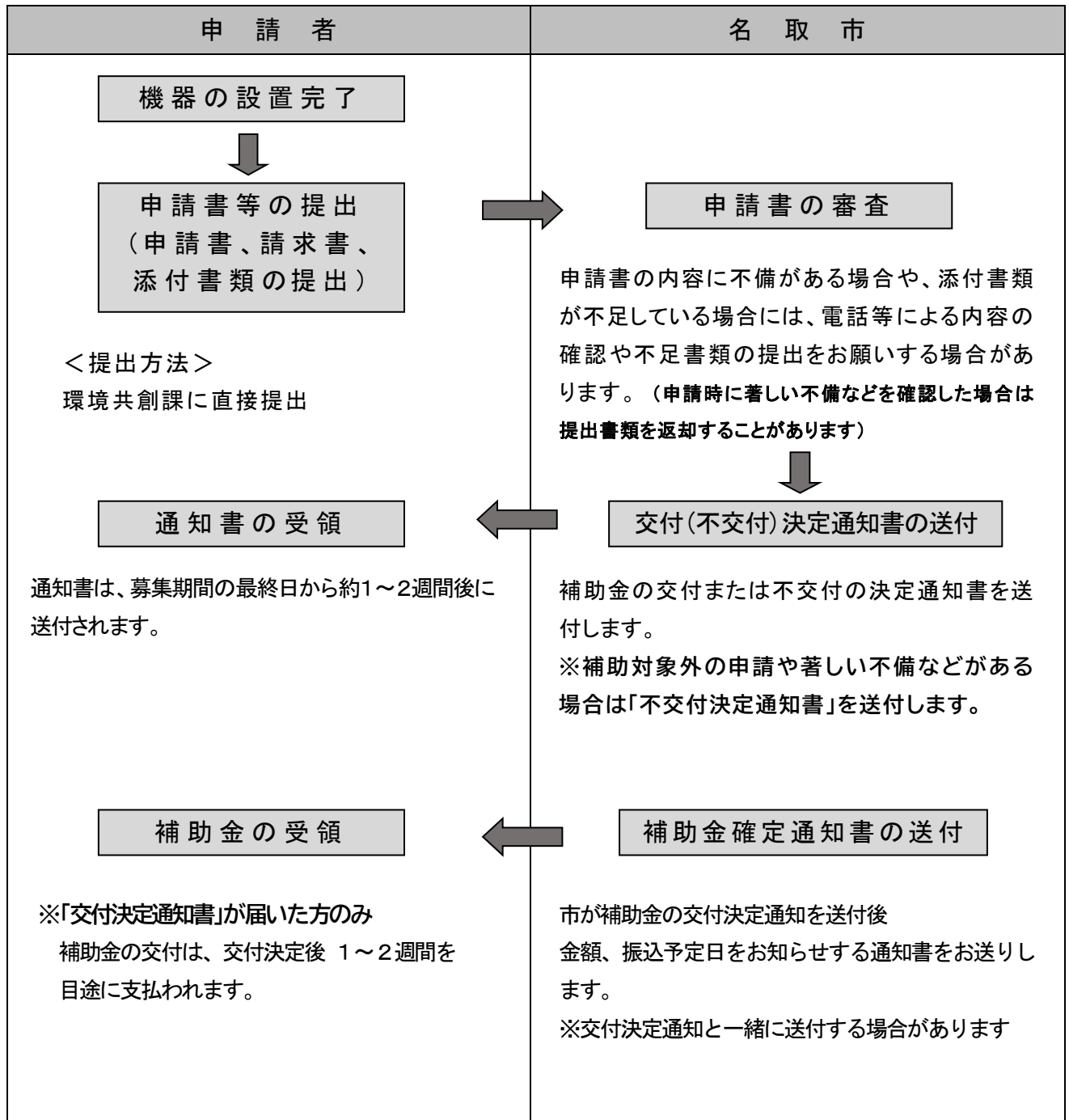
午後:1時00分~4時30分

※土曜日・日曜日・祝日については、閉庁日のため受付やお問い合わせができませんのでご了承ください。

1. 目的

名取市は、地球温暖化の防止として自然エネルギーの利用を促進し、住宅におけるエネルギーの自立化と温室効果ガスの削減を目的に、住宅用の「太陽光発電システム(定置用蓄電池を同時設置した場合に限る)」「定置用蓄電池」「家庭用燃料電池(エネファーム)」を設置した方に対し、予算の範囲内で補助を行うものです。

2. 申請の流れ



3 補助金対象者と対象機器

(1) 補助対象者

交付申請時において、次に掲げる対象機器を市内にある居住する住宅に設置、または未使用品の対象機器が設置されている市内にある住宅を購入した個人。

対象機器	対象機器の要件
共通	<p>① 市税などの滞納がないこと。</p> <p>② 住宅が自己所有でなかった場合は、所有者から承諾を得ていること。</p> <p>③ 対象機器を令和8年1月1日から令和8年12月31日の間に導入（設置）*すること。</p> <p>④ 対象機器が未使用品であること。</p> <p>※ 設備の導入日の定義については、各対象機器の欄を参照</p>
太陽光発電システム	<p>設置に対する条件： 次の①または②に該当する場合のみ</p> <p>① 太陽光発電を新規で設置し、且つ、同時に定置用蓄電池を新規で設置。</p> <p>② 既存の太陽光パネルに対し太陽光パネルを増設し、且つ、太陽光パネルの増設に併せて新たに定置用蓄電池を購入し設置。</p> <p>機器の要件： 設置した機器は次のとおりであること</p> <p>③ 低圧配電と逆流有りで連携すること。（電力事業者と電力需給契約すること）</p> <p>④ 発電した電気は自家消費し、売電は余剰分であること。（余剰型配線であること）</p> <p>⑤ 経済産業省から10kW未満で設備認定を受けているもの。</p> <p>※ 導入日：「電力受給契約確認書」に記載の電力受給開始日</p> <p>定置用蓄電池は、申請の際、太陽光発電の導入日が優先されます。申請は、電力会社の「電力受給契約確認書」が届いてからになります。手引きの5頁「7 その他」の留意事項②および例を参照してください。</p>
定置用蓄電池	<p>① 太陽光発電設備と常時接続しており、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置（パワーコンディショナー）で構成されるもの。</p> <p>② 国のZEH補助金の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SI I）に登録されているもの及び同等の機器と認められるもの。</p> <p>③ 蓄電池の保証を製造・販売業者より受けているもの。</p> <p>④ 固定して使用するもので、蓄電容量が1kWh以上あるもの。</p> <p>※ 導入日：保証書や領収書に記載の引き渡し日または保証開始日。</p> <p>引き渡し日の記載がない場合は、領収書に記載の日付。</p> <p>※ 太陽光発電システムも併せて補助金申請する場合は、太陽光発電システムの申請要件が整ってからになります。申請期間にご注意ください。</p>
家庭用燃料電池（エネファーム）	<p>① 一般社団法人燃料電池普及協会により登録されているもの及びそれと同等の機器と認められるもの。</p> <p>※ 導入日：保証書や領収書に記載の引き渡し日または保証開始日。</p> <p>引き渡し日の記載がない場合は、領収書に記載の日付。</p>

4 補助金交付額

補助金額は、設置した機器によって異なります。

太陽光発電システムは、太陽光発電システム（太陽光パネル、ソーラーパネル）のみを設置した場合は補助対象外です。

- ① 太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に設置 ----- 1件あたり10万円
- ② 定置用蓄電池 ----- 1件あたり 6万円
- ③ 家庭用燃料電池（エネファーム） ----- 1件あたり12万円

(1) 補助金交付の制限

- ① 補助金の交付は、同一の住宅につき同一設備は1回とします。
- ② 単年度における申請は1回とします。ただし、1回の申請で複数の設備を申請することも可とします。その場合の補助金交付額は、対象となった機器の合計額となります。

5 申請受付期間について

令和8年度において、補助金の申請期間は下記のとおりです。

機器の導入日については、2頁「3 補助金対象者と対象機器」を参照してください。

受付期間	令和8年5月1日（金）～ 令和9年2月1日（月）
対象設備の 設置期間	令和8年1月1日（木）～ 令和8年12月31日（木）

- ・ 補助金の交付決定は、先着順に行います。
- ・ 申請期間内であっても、予算額に達した時点で申請の受付を終了いたします。

6 提出書類について

対象機器	必要書類
各機器 共通	名取市住宅用再生可能エネルギー等設備導入補助金交付申請書(様式第1号)
	市税等の「未納がないことの証明書」(名取市への滞納がない証明書です)
	請求書(様式第4号)
	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
	住宅の所有が申請者でない場合は、所有者の設置承諾書(様式第5号)
	対象設備の配置図(敷地内のどこに設置したか分かる配置図等)
	住宅の位置図(東西南北がわかるもの)
	対象機器の導入に係る領収書及び内訳明細書
	設備付き住宅を購入した場合は 対象機器が設置された住宅の売買契約書の写し ※発注者と請負者の双方が確認できる部分及び対象機器の設備経費が確認できる部分
	その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	電気事業者との電力受給契約が確認できる書類「電力受給契約確認書」の写し (受給開始日や最大受電電力、配線方法などが分かるもの)
	設置状況を示す写真 (太陽電池モジュール及び対象住宅全体を確認できるもの)
定置用蓄電池	保証書の写し
	写真(①～③) ①蓄電池本体の写真(設置状況) ②蓄電池本体の品名、番号を確認できるもの ③またはパワーコンディショナー本体の写真または品名・番号の写真
	太陽光発電システムと当該設備の接続を確認できる配線図または接続が確認できる写真等
家庭用燃料電池 (エネファーム)	保証書の写し及び保証登録カードの写し
	設置状況を示す写真(システム全体及び品名番号を確認できるもの)

7 その他

【注意事項】

- ◇ 申請書類一式は返却しませんので、写しを取り、保管してください。
- ◇ 申請書類や記載内容に著しい不備があった場合は受付せずに返却します。
- ◇ 鉛筆や消えるボールペンで記入しないでください。
- ◇ すべての書類が同一名義である場合のみ交付対象です。
(工事請負契約書、売買契約書、領収書等すべての書類の名義人が同一かつ補助金申請書であること)
- ◇ 申請書等の訂正の仕方は次のとおりです。
 - ・申請書等を訂正する際は、修正液や修正テープ等を使わないでください
 - ・訂正は、訂正箇所を二重線で訂正し、付近に小さくフルネームを記載してください。
 - ・訂正箇所を印鑑で訂正した場合は、申請書の署名欄にも同じ印鑑での押印が必要です。
- ◇ 補助金の交付を受けられた後、対象機器を設置から5年以内に処分される場合は、処分前に市に「財産処分届(様式第6号)」の提出が必要です。
- ◇ 財産処分届の提出時において、補助金申請者(補助対象機器の設置者)が届出できない場合は、事前に市にご連絡ください。
- ◇ 補助金の交付を受けられた方に対し、補助対象機器に関するデータの提供や市が実施する地球温暖化対策関連へのご協力をお願いする場合があります。

【申請の留意事項】

- ① 機器の設置が利用契約等によるもの、機器の所有が利用及びリース期間満了後とされるものは、機器の購入に当たらないため、補助の対象外です。
- ② 太陽光発電システムと定置用蓄電池を併せて設置され、両方の機器導入の補助金を申請される場合、申請は太陽光発電システムの要件*が整ってからになります。
(※電力会社から「電力受給契約確認書」が届いてからになります)

例) 太陽光発電システム + 定置用蓄電池の補助金を申請する場合

定置用蓄電池 ————— 機器の設置完了: 4月10日
太陽光発電システム — 電力受給開始日: 7月10日だった場合
申請は要件が整った7月10日以降に手続きしてください。

太陽光発電システムのみを記載した申請書の受付はできません。
定置用蓄電池を申請し、後から太陽光発電システムの申請を追加するなどの追加申請は受付できませんので、提出の際はご注意ください。